

＊北海道公報

発行 北 海 道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-264)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次 ページ

告 示

○遊漁規則の認可..... (漁業指導課) 1

告 示

北海道告示第1611号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129号第1項の規定により、次のとおり遊漁規則を認可した。

平成15年9月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 漁業者の名称及び住所 余市郡漁業協同組合 余市郡余市町港町148番地
- (2) 漁業権の免許番号 後内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
 - ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内）
やつめうなぎ 徒手
わかさぎ 竿釣（1人につき1本以内）
 - イ 遊 漁 期 間 あゆ 7月1日から9月15日まで（日の出から日没まで）
やつめうなぎ 1月1日から12月31日まで（同）
わかさぎ 同
 - ウ 遊漁禁止区域 仁木大橋から下流域全域（9月1日から15日まで）
- (4) 遊漁料の額及びその納付の方法
 - ア 遊 漁 料 の 額 あゆ 1日2,000円、全期間15,000円
やつめうなぎ 1日100円、全期間1,050円
わかさぎ 1日100円、全期間1,050円
 - イ 納 付 の 場 所 余市郡漁業協同組合事務所 余市郡余市町港町148番地
- (5) 遊漁承認証に関する事項
遊漁料を納付したときに交付される遊漁承認証は、遊漁の際の携帯義務及び譲渡又は貸与の禁止の制限がある
- (6) 遊漁に関し守るべき事項

- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- イ 川底を撈はんしてはならない。
- ウ 遊漁承認証に記載されている遵守事項を守らなければならない。
- (7) 漁場監視員に関する事項
 - ア この規則の励行に関し必要な指示を行うことができる。
 - イ 漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
直ちにその者に遊漁の停止を命じ、又は以後、その者の遊漁を拒むことができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。
- (9) 遊漁規則の施行日 平成15年9月1日

- 2(1) 漁業者の名称及び住所 古平漁業協同組合 古平郡古平町大字入船町14番地
- (2) 漁業権の免許番号 後内共第2号
- (3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（1人につき1本以内）
- イ 遊 漁 期 間 あゆ 7月1日から9月15日まで
- ウ 遊漁禁止区域 なし
- (4) 遊漁料の額及びその納付の方法
 - ア 遊 漁 料 の 額 あゆ 1日300円、1年2,000円
 - イ 納 付 の 場 所 古平漁業協同組合事務所 古平郡古平町大字入船町14番地
- (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。
- (6) 遊漁に関し守るべき事項
 - ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
 - イ 川底を撈はんしてはならない。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
- (9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

- 3(1) 漁業者の名称及び住所 尻別川漁業協同組合 磯谷郡蘭越町蘭越町258番地の5
- (2) 漁業権の免許番号 後内共第4号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
 - ア 漁具の制限 あゆ 竿 釣（1人につき1本以内）
やつめうなぎ たも網（網口径1メートル以内）
ど う（1人につき1箇所以内）

- イ 遊 漁 期 間 もずくがに ど う（1人につき1箇所以内）
 あゆ 7月1日から9月15日まで
 やつめうなぎ 6月21日から12月31日まで及び1月1日から4月19日まで
 もずくがに 4月1日から11月30日まで
- ウ 遊漁禁止区域 尻別川左岸字大谷三重の川桶門右端と尻別川右岸に設置した標識を結んだ線から、尻別川とパンケ目国内川との合流点に至る間の尻別川本流の区域及び目名川とツバメの沢川との合流点から下流の目名川本流の区域（9月1日から15日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊 漁 料 の 額 あゆ 1日2,000円、1年10,000円
 やつめうなぎ （たも網）1日1,000円
 （ど う）1年5,000円
 もずくがに 1年5,000円
- イ 納 付 の 場 所 尻別川漁業協同組合事務所 蘭越町蘭越町258番地 5
 荒 井 聰 明 蘭越町蘭越町232番地
 国 岡 正 人 蘭越町蘭越町391番地
 山 本 里 志 蘭越町字豊国221番地 5
 今 川 和 博 蘭越町名駒町241番地

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
 イ 川底を撈はんしてはならない。
 ウ 全長7cm未満のあゆ、全長20cm未満のやつめうなぎ及び全長6cm未満のもずくがにを採捕してはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項 }
 (8) 違反者に対する措置に関する事項 } 1の(7)(8)(9)に同じ。
 (9) 遊漁規則の施行日 }

4(1) 漁業者の名称及び住所 朱太川漁業協同組合 寿都郡黒松内町字黒松内302番地

(2) 漁業権の免許番号 後内共第5号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁 具 の 制 限 あゆ 竿釣（1人につき1本）
 やつめうなぎ どう（1人につき10個以内）
 イ 遊 漁 期 間 あゆ 7月1日から9月15日まで

- やつめうなぎ 7月1日から翌年4月30日まで
- ウ 遊漁禁止区域 あゆ 朱太川河口より支流一木川に至る間の朱太川本流の区域（9月1日から9月15日まで）
 やつめうなぎ 朱太川と熱郭川合流点より上流緑橋までに至る間の朱太川本流の区域（5月1日から7月31日まで）
 朱太川・黒松内川・熱郭川の全河川（5月1日から6月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊 漁 料 の 額 あゆ 1日2,000円、1ヶ月8,000円、2ヶ月12,000円
 やつめうなぎ 1ヶ月1個2,000円
- イ 納 付 の 場 所 朱太川漁業協同組合事務所 寿都郡黒松内町字黒松内302番地

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
 イ 川底を撈はんしてはならない。
 ウ 全長10cm未満のあゆを採捕してはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項 }
 (8) 違反者に対する措置に関する事項 } 1の(7)(8)(9)に同じ。
 (9) 遊漁規則の施行日 }

5(1) 漁業者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合
 瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1

(2) 漁業権の免許番号 檜内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁 具 の 制 限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内）
 イ 遊 漁 期 間 あゆ 7月1日から9月15日まで
 ウ 遊漁禁止区域 あゆ 瀬棚橋から上流200mまでの馬場川本流の区域（8月20日から9月15日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊 漁 料 の 額 あゆ 1日2,000円、1年8,000円
- イ 納 付 の 場 所 瀬棚郡内水面漁業協同組合 北檜山町字徳島、江上釣具店 北檜山町字豊岡、早川商店 北檜山町字若松、永豊商店 今金町字今金、緒方一雄 今金町字花石、えびすや釣具店 瀬棚町字本町、みなと釣具店 函館市中島町

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を撈はんしてはならない。

ウ 全長10cm未満のあゆを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

6(1) 漁業者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合

瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1

(2) 漁業権の免許番号 檜内共第2号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内）

やつめうなぎ 徒手

イ 遊漁期間 あゆ 7月1日から9月15日まで

やつめうなぎ 7月1日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 あゆ 真駒内橋から下流700mまでの利別川支流真駒内川の区域、今金橋から田代橋まで900mの利別川本流の区域（8月20日から9月15日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 あゆ 1日2,000円、1年8,000円

やつめうなぎ 1日2,000円、1年8,000円

イ 納付の場所 5の(4)のイに同じ。

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を撈はんしてはならない。

ウ 全長10cm未満のあゆ及び全長30cm未満のやつめうなぎを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

7(1) 漁業者の名称及び住所 瀬棚郡内水面漁業協同組合

瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1

(2) 漁業権の免許番号 檜内共第3号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本以内）

やつめうなぎ 徒手

イ 遊漁期間 あゆ 7月1日から9月15日まで

やつめうなぎ 7月1日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 あゆ 栄石橋から下流200mまでの太櫓川の区域（8月20日から9月15日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 あゆ 1日2,000円、1年8,000円

やつめうなぎ 1日2,000円、1年8,000円

イ 納付の場所 5の(4)のイに同じ。

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を撈はんしてはならない。

ウ 全長10cm未満のあゆ及び全長30cm未満のやつめうなぎを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

8(1) 漁業者の名称及び住所 大沼漁業協同組合 亀田郡七飯町字大沼1023 - 25

(2) 漁業権の免許番号 渡内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 こい・ふな 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

わかさぎ 同

イ 遊漁期間 こい・ふな 3月1日から12月20日まで

わかさぎ 1月1日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 はまなす崎より西大島冠岩を結ぶ線と吊橋を境とする内側、水島湾、小林湾、極楽橋の内側、赤湾の西岬より松の島その線を結ぶ線の内側、寺の湾、小鮒湾、鹿の崎とゾウの鼻を結ぶ線の内側（1月1日から4月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 こい・ふな 1日500円、1年5,000円

わかさぎ 1日500円

- イ 納 付 の 場 所 大沼漁業協同組合事務所 亀田郡七飯町字大沼町
- (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。
- (6) 遊漁に関し守るべき事項
- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。
- ウ 全長20cm以下のこい及び全長5cm以下のふなを採捕してはならない。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
- (9) 遊漁規則の施行日
- 1の(7)(8)(9)に同じ。
- 9(1) 漁業者の名称及び住所 八雲町漁業協同組合 山越郡八雲町内浦町155番地3
- (2) 漁業権の免許番号 渡内共第2号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 あゆ 竿釣（友釣、1人につき1本）
- イ 遊 漁 期 間 あゆ 7月1日から9月15日まで（なお、夜間の釣りは禁止するものとする。）
- ウ 遊漁禁止区域 遊楽部川本流、水産庁サケ・マスふ化場元捕獲場施設から下流の区域（1月1日から12月31日まで）
- (4) 遊漁料の額及びその納付の方法
- ア 遊 漁 料 の 額 あゆ 1日2,000円、全期間（7月1日から9月15日まで）7,000円
- イ 納 付 の 場 所 八雲町漁業協同組合 八雲町内浦町155番地の3、釣専門店 八宝 八雲町末広町89番地、橋本商店 八雲町上八雲321番地
- (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。
- (6) 遊漁に関し守るべき事項
- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。
- イ 川底を撈はんしてはならない。
- ウ 全長10cm以下のあゆを採捕してはならない。
- (7) 漁場監視員に関する事項
- (8) 違反者に対する措置に関する事項
- (9) 遊漁規則の施行日
- 1の(7)(8)(9)に同じ。
- 10(1) 漁業者の名称及び住所 洞爺湖漁業協同組合 有珠郡壮瞥町字仲洞爺123番地
- (2) 漁業権の免許番号 胆内共第1号
- (3) 遊漁についての制限の範囲
- ア 漁具の制限 ひめます 船釣・陸釣（1人につき3本以内、針は竿1本3個以

- 内）
- にじます 同
- やまべ 同
- こい 同
- ふな 同
- えび たも網（口径及び袋網の長さ40cm以下）
- わかさぎ 陸釣（1人につき3本以内、針は竿1本3個以内）
- たも網（口径及び袋網の長さ40cm以下）
- イ 遊 漁 期 間 （午前4時から午後7時まで）
- ひめます （船釣）6月1日から6月30日まで及び12月1日から翌年3月31日まで
- （陸釣）6月1日から8月31日まで及び12月1日から翌年3月31日まで
- にじます 同
- やまべ 同
- こい 同
- ふな 同
- えび たも網 6月1日から8月31日まで及び12月1日から翌年3月31日まで
- わかさぎ 陸釣・たも網 5月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで
- ウ 遊漁禁止区域 （年間）
- (ア) 中島の周囲湖岸から沖合2,000m以内の水面
- (イ) 北大洞爺湖臨湖実験所及び洞爺孵化場の左右沖出し各1,000m以内の水面
- (ウ) 菅原川の河口より洞爺村の境界までの間の左右沖出し1,000m以内の水面
- (エ) 北電洞爺発電所放水路及び長流川洪水取水所放水路の左右100m沖合100m以内の水面
- (オ) 安宅川の湖岸より1,500mの間
- (カ) 壮瞥温泉サンパレス前浜に設置した標柱より左右250m、沖合100m以内の水面
- (4) 遊漁料の額及びその納付の方法
- ア 遊 漁 料 の 額
- ひめます、にじます、やまべ、こい、ふな 1日1,200円、1年20,000円
- わかさぎ 1日500円
- えび 1日500円
- イ 納 付 の 場 所 洞爺湖漁業協同組合 壮瞥町字仲洞爺、神原常一・小路茂夫・

志賀辰雄 洞爺村字洞爺町、西山忠雄 洞爺村字川東、安宅栄一
壮瞥町字仲洞爺、滝川利幸 壮瞥町字滝之上、毛利ボート店
壮瞥町字壮瞥温泉、岡崎 進・秋山吉一郎・宮崎盾夫・高橋重男
・森 敏春 虻田町字月浦、金吉義隆・斎藤欣一・広瀬 薫・北
海ホテル 虻田町字洞爺湖温泉、釣りの銀鱗 伊達市舟岡町、
松本釣具店 伊達市錦町、フィッシングサロン オアシス 伊達
市松ヶ枝町

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 湖底を撈はんしてはならない。

ウ 撒き餌及びよせ餌等をしてはならない。

エ 全長15cm未満のひめます、にじます及びやまべ、全長10cm未満のこい及びふな並び
に全長5cm未満のわかさを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

} 1の(7)(8)(9)に同じ。

11(1) 漁業者の名称及び住所 白老漁業協同組合 白老郡白老町字石山335番地

(2) 漁業権の免許番号 胆内共第2号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣・手釣(1人2本以内)

こ い 竿釣・手釣(1人2本以内)

たも網(1人1本、網口径40cm以内、袋の長さ50cm以
内)

イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から3月31日まで(午前7時から午後4時ま
で)

こ い 4月1日から10月31日まで(午前6時から午後4時ま
で)

ウ 遊漁禁止区域 前条に規定する期間内であっても、水産動物の繁殖保護又は遊
漁調整上必要と認め、遊漁する区域を制限したときは、区域外で
の遊漁をしてはならない。

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 わかさぎ・こい 1日500円、1年4,000円

イ 納付の場所 白老漁業協同組合 白老郡白老町字石山335番地

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を撈はんしてはならない。

ウ 全長10cm未満のこいを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

} 1の(7)(8)(9)に同じ。

12(1) 漁業者の名称及び住所 鶴川漁業協同組合 勇払郡鶴川町字汐見751番地

(2) 漁業権の免許番号 胆内共第3号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 ししゃも たも網(網口の口径40cm以内、袋の長さ50cm以内、1
本)

イ 遊漁期間 ししゃも 11月20日から12月20日まで(午前9時から午後4時ま
で)

ウ 遊漁禁止区域 鶴川と珍川との合流点と、対岸に鶴川漁業協同組合が設置した
標柱等を結ぶ線の上流域(11月20日から12月20日まで)

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 ししゃも 1日700円、1年8,000円

イ 納付の場所 鶴川漁業協同組合本所事務所 勇払郡鶴川町字汐見751番地

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を撈はんしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

} 1の(7)(8)(9)に同じ。

13(1) 漁業者の名称及び住所 門別町漁業協同組合

沙流郡門別町字本町101番地2の地先

(2) 漁業権の免許番号 日内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 ししゃも・きゅうりうお たも網(網口の口径40cm以内、網袋の
長さ40cm以内、1本以内)

- イ 遊 漁 期 間 ししゃも 11月20日から12月20日まで
きゅうりうお 3月1日から6月30日まで
- ウ 遊漁禁止区域 ししゃも
沙流川本流河口から沙流川本流国道235号線沙流川橋までの区
域（11月20日から12月20日まで）
きゅうりうお
沙流川本流 J R 日高線鉄橋から沙流川支流シラウ川合流点まで
の区域（3月1日から6月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊 漁 料 の 額 ししゃも 1日300円
きゅうりうお 1日150円

- イ 納 付 の 場 所 門別町漁業協同組合事務所 沙流郡門別町字本町101番地2の地先

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

- イ 川底を撈はんしてはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項
(8) 違反者に対する措置に関する事項
(9) 遊漁規則の施行日
- 1の(7)(8)(9)に同じ。

14(1) 漁業者の名称及び住所 浦河漁業協同組合 浦河郡浦河町浜町45番地

(2) 漁業権の免許番号 日内共第2号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁 具 の 制 限 こい・やまべ・あめます
竿釣（1人につき1本以内、ルアー釣り、フライ釣り、餌釣り
とする）

- イ 遊 漁 期 間 こい 4月1日から10月31日まで
やまべ 7月1日から10月31日まで
あめます 4月1日から10月31日まで

- ウ 遊漁禁止区域 本組合が必要と認めた場合は禁止区域を設定できる

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊 漁 料 の 額 こい・やまべ・あめます 1日500円、1年3,000円

- イ 納 付 の 場 所 浦河漁業協同組合事務所 浦河郡浦河町浜町45番地

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

- イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。

- ウ ひっかけの行為をしてはならない。

- エ ごみ等は必ず持ち帰ること。

- オ やまべ、あめますの産卵した卵を採取してはならない。

- カ 生餌（うぐい）の使用禁止

- キ 全長13cm未満のやまべ及びあめますを採捕してはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項
(8) 違反者に対する措置に関する事項
(9) 遊漁規則の施行日
- 1の(7)(8)(9)に同じ。

15(1) 漁業者の名称及び住所 大樹漁業協同組合 広尾郡大樹町3条通15番地

(2) 漁業権の免許番号 十内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁 具 の 制 限 わかさぎ 竿釣・手釣り（一人につき3本以内）

- イ 遊 漁 期 間 わかさぎ 1月1日から12月31日まで

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊 漁 料 の 額 わかさぎ 1日700円

- イ 納 付 の 場 所 大樹漁業協同組合事務所 広尾郡大樹町3条通15番地
大樹漁業協同組合管理事務所 広尾郡大樹町字晩成

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

- ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

- イ 湖底を撈はんしてはならない。

- ウ 全長5cm未満のわかさぎを採捕してはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項
(8) 違反者に対する措置に関する事項
(9) 遊漁規則の施行日
- 1の(7)(8)(9)に同じ。

16(1) 漁業者の名称及び住所 白糠漁業協同組合 白糠郡白糠町岬1丁目2番地42

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

- ア 漁 具 の 制 限 ししゃも・きゅうりうお
たも網（網口の口径40cm以内、袋の長さ40cm以内）

- イ 遊 漁 期 間 ししゃも 12月6日から31日まで（午前7時から午後4時まで）

で) きゅうりうお 7月1日から31日まで(午前7時から午後4時まで) (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊漁料の額 ししゃも・きゅうりうお 1日525円 イ 納付の場所 白糠漁業協同組合事務所 白糠郡白糠町岬町1丁目2番地42 (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。 (6) 遊漁に関し守るべき事項 ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 イ 川底を撈はんしてはならない。 ウ 漁場監視員の指示に従わなければならない。 エ ごみ等不要物を川に廃棄せず、必ず持ち帰ること。 (7) 漁場監視員に関する事項 (8) 違反者に対する措置に関する事項 (9) 遊漁規則の施行日 17(1) 漁業者の名称及び住所 白糠漁業協同組合 白糠郡白糠町岬1丁目2番地42 (2) 漁業権の免許番号 釧内共第2号 (3) 遊漁についての制限の範囲 ア 漁具の制限 ししゃも・きゅうりうお たも網(網口の口径40cm以内、袋の長さ40cm以内) イ 遊漁期間 ししゃも 12月6日から31日まで(午前7時から午後4時まで) きゅうりうお 7月1日から31日まで(午前7時から午後4時まで) (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊漁料の額 ししゃも・きゅうりうお 1日525円 イ 納付の場所 白糠漁業協同組合事務所 白糠郡白糠町岬町1丁目2番地42 (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。 (6) 遊漁に関し守るべき事項 ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 イ 川底を撈はんしてはならない。 ウ 漁場監視員の指示に従わなければならない。 エ ごみ等不要物を川に廃棄せず、必ず持ち帰ること。	(7) 漁場監視員に関する事項 (8) 違反者に対する措置に関する事項 (9) 遊漁規則の施行日 18(1) 漁業者の名称及び住所 白糠漁業協同組合 白糠郡白糠町岬1丁目2番地42 (2) 漁業権の免許番号 釧内共第3号 (3) 遊漁についての制限の範囲 ア 漁具の制限 ししゃも・きゅうりうお たも網(網口の口径40cm以内、袋の長さ40cm以内) イ 遊漁期間 ししゃも 12月6日から31日まで(午前7時から午後4時まで) きゅうりうお 7月1日から31日まで(午前7時から午後4時まで) (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊漁料の額 ししゃも・きゅうりうお 1日525円 イ 納付の場所 白糠漁業協同組合事務所 白糠郡白糠町岬町1丁目2番地42 (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。 (6) 遊漁に関し守るべき事項 ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 イ 川底を撈はんしてはならない。 ウ 漁場監視員の指示に従わなければならない。 エ ごみ等不要物を川に廃棄せず、必ず持ち帰ること。 (7) 漁場監視員に関する事項 (8) 違反者に対する措置に関する事項 (9) 遊漁規則の施行日 19(1) 漁業者の名称及び住所 釧路市漁業協同組合 釧路市浜町3番12号 (2) 漁業権の免許番号 釧内共第4号 (3) 遊漁についての制限の範囲 ア 漁具の制限 ししゃも たも網(口径40cm以下、袋の長さ40cm未満) イ 遊漁期間 ししゃも 12月1日から31日まで(午前7時から午後4時まで) ウ 遊漁禁止区域 阿寒川河口から、根室本線鉄橋に至る区域(12月1日から31日まで) (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊漁料の額 ししゃも 1日525円
--	--

イ 納 付 の 場 所 釧路市漁業協同組合事務所 釧路市浜町3番12号

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

20(1) 漁業者の名称及び住所 釧路市漁業協同組合 釧路市浜町3番12号

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第5号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁 具 の 制 限 ししゃも たも網（口径40cm以下、袋の長さ40cm未満）

イ 遊 漁 期 間 ししゃも 12月1日から31日まで（午前7時から午後4時まで）

ウ 遊漁禁止区域 新釧路川河口から、根室本線鉄橋に至る区域

日本製紙取水口から上流の区域

（12月1日から31日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊 漁 料 の 額 ししゃも 1日525円

イ 納 付 の 場 所 釧路市漁業協同組合事務所 釧路市浜町3番12号

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

21(1) 漁業者の名称及び住所 散布漁業協同組合 厚岸郡浜中町火散布188番地

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第6号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁 具 の 制 限 ちか・かれい 竿釣（1人につき2本以内）

イ 遊 漁 期 間 ちか 6月1日から3月31日まで

かれい 5月1日から8月31日まで及び10月1日から12月31日まで

で

ウ 遊漁禁止区域 釧内共第6号共同漁業権区域全域（ちか4月1日から5月31日まで、かれい1月1日から4月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法 免除

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川（湖沼）底を撈はんしてはならない。

ウ 全長10cm未満のかれいを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

22(1) 漁業者の名称及び住所 散布漁業協同組合 厚岸郡浜中町火散布188番地

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第7号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁 具 の 制 限 ちか・かれい 竿釣（1人につき2本以内）

イ 遊 漁 期 間 ちか 6月1日から3月31日まで

かれい 5月1日から8月31日まで及び10月1日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 釧内共第7号共同漁業権区域全域（ちか4月1日から5月31日まで、かれい1月1日から4月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法 免除

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川（湖沼）底を撈はんしてはならない。

ウ 全長10cm未満のかれいを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

23(1) 漁業者の名称及び住所 塘路漁業協同組合 川上郡標茶町字塘路

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第9号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁 具 の 制 限 わかさぎ 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊 漁 期 間 こい 竿釣（１人につき２本以内） あめます 竿釣（１人につき２本以内） わかさぎ １月１日から３月20日まで こい ５月１日から10月30日まで あめます ５月１日から10月30日まで ウ 遊漁禁止区域 塘路湖トップ川河口とオンネムシ岬を結ぶ東の区域（１月１日から12月31日まで） シラルトロ沼と塘路湖を接続する河川の区域（１月１日から12月31日まで） 塘路湖及びシラルトロ沼に流入する河川の本流及び支流の区域（５月１日から６月30日まで） (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊 漁 料 の 額 わかさぎ １日1,000円 こい １日1,000円 あめます １日1,000円 イ 納 付 の 場 所 塘路漁業協同組合事務所 標茶町塘路、元村ハウス パル 標茶町塘路、かや沼いこいの家 標茶町茅沼 (5) 遊漁承認証に関する事項 １の(5)に同じ。 (6) 遊漁に関し守るべき事項 ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。 ウ まき餌及びよせ餌等をしてはならない。 エ 全長30cm未満のこいを採捕してはならない。 (7) 漁場監視員に関する事項 (8) 違反者に対する措置に関する事項 (9) 遊漁規則の施行日 24(1) 漁業者の名称及び住所 阿寒湖漁業協同組合 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉２丁目７番２号 (2) 漁業権の免許番号 釧内共第10号 (3) 遊漁についての制限の範囲 ア 漁 具 の 制 限 （阿寒湖・太郎湖・次郎湖・硫黄山川の区域） わかさぎ・はぜ 竿釣・手釣（１人につき２本以内、１月１日から３月31日まで及び５月１日から11月30日まで） ひめます・にじます・やまべ・あめます 竿釣・手釣（１人につ	き５本以内、１月１日から３月31日まで）（１人につき２本以内、竿釣は１本に１つの針とする、５月１日から11月30日までただし、やまべは７月１日から11月30日まで） いとう・ふな・こい 竿釣・手釣（１人につき２本以内、竿釣は１本に１つの針、５月１日から11月30日まで） ざりがに たも網（口径30cm以内、袋の長さ30cm以内、１人につき１本以内、５月１日から11月30日まで） えび たも網（口径30cm以内、袋の長さ30cm以内、１人につき１本以内、７月１日から８月15日まで） （阿寒川の本流阿寒湖流出口から雄観橋下流端までの区域） にじます・やまべ・いとう・あめます 竿釣・フライ・ルアー（餌釣り以外）（１人につき１本以内、１本の竿に１つの針、かえしの無い物、針の大きさ25mm以内、５月１日から10月31日まで、ただし、やまべは７月１日から10月31日まで） （阿寒川本流雄観橋下流端からピリカネツ取水口までの区域） にじます・やまべ・いとう・あめます 竿釣・フライ・ルアー（餌釣りのみ）（１人につき１本以内、１本の竿に１つの針、５月１日から10月31日まで、ただし、やまべは７月１日から10月31日まで） イ 遊 漁 期 間 わかさぎ・はぜ １月１日から３月31日まで（日の出から日の入りまで） ひめます・にじます・あめます ５月１日から11月30日まで（日の出１時間前から日の入り後１時間まで） やまべ １月１日から３月31日まで（日の出から日の入りまで）、７月１日から11月30日まで（日の出１時間前から日の入り後１時間まで） いとう・こい・ふな・ざりがに ５月１日から11月30日まで（日の出１時間前から日の入り後１時間まで） えび ７月１日から８月15日まで（日の出１時間前から日の入り後１時間まで）
---	--

- ウ 遊漁禁止区域 ペンケトウの区域及びペンケトウに流入する河川の本流及び支流の区域（1月1日から12月31日まで）
 ペンケトウの区域及びペンケトウに流入する河川の本流及び支流の区域（1月1日から12月31日まで）
 イベシベツ川の本流及び支流の区域（1月1日から12月31日まで）
 阿寒湖に流入する硫黄山川を除く全ての河川の区域（1月1日から12月31日まで）
 阿寒湖の区域の中で雄阿寒大崎からチュウルイ島の南端を経て湖岸までを直線で結んだ地点から北の区域（1月1日から12月31日まで）
 阿寒川本流（阿寒湖の流出口から下流北電飽別電力所ピリカネッブ取水口上流端まで）に流入する支流河川の区域（1月1日から12月31日まで）
 阿寒川本流の区域（阿寒湖の流出口から下流北電飽別電力所ピリカネッブ取水口上流端まで）（11月1日から翌年4月30日まで）
 硫黄山川の本流及び支流の区域（4月1日から30日まで及び12月1日から31日まで）

エ 再放流指定区域

阿寒川の本流阿寒湖流出口から雄観橋下流端まで（5月1日から10月31日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

- ア 遊漁料の額 （1月1日から3月31日まで、阿寒湖・太郎湖・次郎湖・硫黄山川の区域）
 わかさぎ・はぜ・ひめます・にじます・やまべ・あめます
 竿釣・手釣 1日1,100円 回数券（12回分）11,000円
 （5月1日から11月30日まで、ただし、阿寒川本流は5月1日から10月31日まで、阿寒湖・阿寒川・太郎湖・次郎湖・硫黄山川の区域）
 わかさぎ・はぜ・ひめます・にじます・やまべ・あめます・いとう・ふな・こい 竿釣・手釣
 船舶持込無 1日1,500円 回数券（12回分）15,000円
 船舶持込有 1日2,000円 回数券（12回分）20,000円
 ざりがに・えび たも網
 船舶持込無 1日1,500円 回数券（12回分）15,000円
 船舶持込有 1日2,000円 回数券（12回分）20,000円

イ 納付の場所は次のとおりとする。

阿寒湖漁業協同組合 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉2丁目7番2号、フィッシングランド阿寒 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉4丁目5番10号、カラカミ観光株式会社ホテルエメラルド 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉4丁目6番5号、東邦館 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉2丁目3番3号、ローソン阿寒湖温泉 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉2丁目2番35号、工房アウル阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉4丁目3番24号、ランカーズ釧路 釧路市昭和南4丁目24番14号

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。

ウ 自然環境に配慮し、水質などの汚染になるまき餌をしてはならない。

エ ごみ、廃油等不要物を湖沼及び河川に廃棄せず必ず持ち帰ること。

オ 口径20cm以上の穴を氷上にあけてはならない。

カ 入林許可が必要な区域で遊漁するときは、関係機関で所定の手続きにより入林許可を受けること。

キ 次の左欄に掲げる魚種の採捕の量は中欄の尾数又は重量以内とし、かつ右欄の大きさのものは採捕してはならない。

魚 種	1日1人当たり重量	大 き さ
わかさぎ	2 kg	なし
はぜ	1 kg	同
ひめます・にじます・やまべ・あめます	3 尾	全長30cm未満
いとう	1 尾	全長50cm未満
ふな	3 尾	全長20cm未満
こい		全長40cm未満
ざりがに	1 kg	全長10cm未満
えび		なし

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

25(1) 漁業者の名称及び住所 阿寒湖漁業協同組合
阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 7 番 2 号

(2) 漁業権の免許番号 釧内共第11号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 にじます・あめます 竿釣（1人につき1本以内、針は1つとする。）
手釣（1人につき1本以内）

イ 遊漁期間 にじます・あめます 5月1日から10月31日まで（日の出1時間前から日の入り後1時間まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,100円 回数券（12回分）11,000円

イ 納付の場所 阿寒湖漁業協同組合 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 7 番 2 号、フィッシングランド阿寒 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 5 番 10 号、カラカミ観光株式会社ホテルエメラルド 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 6 番 5 号、東邦館 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 3 番 3 号、ローソン阿寒湖温泉 阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 2 番 35 号、工房アウル阿寒郡阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 3 番 24 号、ランカーズ釧路 釧路市昭和南 4 丁目 24 番 14 号

(5) 遊漁承認証に関する事項 1 の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。

ウ 自然環境に配慮し、水質などの汚染になるまき餌をしてはならない。

エ ごみ、廃油等不要物を湖沼及び河川に廃棄せず必ず持ち帰ること。

オ 口径20cm以上の穴を氷上にあけてはならない。

カ 入林許可が必要な区域で遊漁するときは、関係機関で所定の手続きにより入林許可を受けること。

キ 次の左欄に掲げる魚種の採捕の量は中欄の尾数又は重量以内とし、かつ右欄の大きさのものは採捕してはならない。

にじます・あめます 1日1人当たり3尾 全長30cm未満

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

26(1) 漁業者の名称及び住所 別海漁業協同組合 野付郡別海町本別海 1 番地の95

根室湾中部漁業協同組合 根室市温根沼344番地 3

(2) 漁業権の免許番号 根内共第 3 号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ・ちか 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊漁期間 わかさぎ・ちか 1月1日から12月31日まで（8時から15時まで）

ウ 遊漁禁止区域 根内共第 3 号内水面共同漁業権漁場区域のうち風蓮川に架かる国道243号風蓮川橋上流端の線から下流の風蓮川本流（分流河川を含む）区域（3月1日から4月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,000円

イ 納付の場所 別海漁業協同組合事務所 野付郡別海町本別海 1 番地の95、根室湾中部漁業協同組合事務所 根室市温根沼344番地 3

(5) 遊漁承認証に関する事項 1 の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を撈はんしてはならない。

ウ 救命胴衣を着用しなければならない。

エ 廃油等不要物を河川上に廃棄してはならない。

オ 氷上に自転車等乗り入れてはならない。

カ 氷上に口径30cm以上の穴を開けてはならない。

キ 全長5cm未満のわかさぎ及びちかを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

27(1) 漁業者の名称及び住所 別海漁業協同組合 野付郡別海町本別海 1 番地の95
根室湾中部漁業協同組合 根室市温根沼344番地 3

(2) 漁業権の免許番号 根内共第 4 号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ・ちか 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊漁期間 わかさぎ・ちか 1月1日から12月31日まで（8時から15時まで）

ウ 遊漁禁止区域 根内共第 4 号内水面共同漁業権漁場区域のうち国道244号ヤウシュベツ川に架かる万年橋上流端より下流全域（3月1日から4月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,000円

イ 納付の場所は次のとおりとする。

別海漁業協同組合事務所 野付郡別海町本別海1番地の95、根室湾中部漁業協同組合事務所 根室市温根沼344番地3

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を攪はんしてはならない。

ウ 救命胴衣を着用しなければならない。

エ 廃油等不要物を河川上に廃棄してはならない。

オ 氷上に自転車等を乗り入れてはならない。

カ 氷上に口径30cm以上の穴を開けてはならない。

キ 全長5cm未満のわかさぎ及びちかを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項 } 1の(7)(8)(9)に同じ。

(9) 遊漁規則の施行日

28(1) 漁業者の名称及び住所 別海漁業協同組合 野付郡別海町本別海1番地の95
根室湾中部漁業協同組合 根室市温根沼344番地3

(2) 漁業権の免許番号 根内共第5号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ・ちか 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊漁期間 わかさぎ・ちか 1月1日から12月31日まで（8時から15時まで）

ウ 遊漁禁止区域 根内共第5号内水面共同漁業権漁場区域のうち国道244号ボンヤウシュベツ橋上流端の線から下流のボンヤウシュベツ川本流の区域（3月1日から4月30日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,000円

イ 納付の場所 別海漁業協同組合事務所 野付郡別海町本別海1番地の95、根室湾中部漁業協同組合事務所 根室市温根沼344番地3

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底を攪はんしてはならない。

ウ 救命胴衣を着用しなければならない。

エ 廃油等不要物を河川上に廃棄してはならない。

オ 氷上に自転車等を乗り入れてはならない。

カ 氷上に口径30cm以上の穴を開けてはならない。

キ 全長5cm未満のわかさぎ及びちかを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項 } 1の(7)(8)(9)に同じ。

(9) 遊漁規則の施行日

29(1) 漁業者の名称及び住所 網走漁業協同組合 網走市港町4番地63

(2) 漁業権の免許番号 網内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊漁期間 わかさぎ 11月1日から翌年2月末日まで（9時から15時まで）

ウ 遊漁禁止区域 次の点イ、ロ、ハ、ニ、イを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

イ．基点から真方位200度45分390mの点

ロ．基点から真方位169度00分550mの点

ハ．基点から真方位192度00分960mの点

ニ．基点から真方位210度00分880mの点

基点：JR斜網線濤沸川橋梁上流西端

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,000円

イ 納付の場所 網走漁業協同組合北浜遊漁管理事務所 網走市字北浜

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 湖底を攪はんしてはならない。

ウ 必ず救命胴衣を着用しなければならない。

エ 廃油等不要物を湖上に廃棄してはならない。

オ 氷上に自転車等を乗り入れてはならない。

カ 口径30cm以上の穴を氷上に開けてはならない。

キ まき餌をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項 } 1の(7)(8)(9)に同じ。

(9) 遊漁規則の施行日

30(1) 漁業者の名称及び住所 網走漁業協同組合 網走市港町 4 番地63

(2) 漁業権の免許番号 網内共第 2 号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊漁期間 わかさぎ 11月1日から翌年2月末日まで（9時から15時まで）

ウ 遊漁禁止区域 次の点イ、ロ、ハ、ニ、イを順次結んだ四直線によって囲まれた区域

イ．基点から真方位188度30分310mの点

ロ．基点から真方位194度00分710mの点

ハ．基点から真方位229度30分752mの点

ニ．基点から真方位242度30分550mの点

基点：J R 斜網線藻琴川橋梁上流西端

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日1,000円

イ 納付の場所 網走漁業協同組合藻琴遊漁管理事務所 網走市字藻琴

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 湖底を撈はんしてはならない。

ウ 必ず救命胴衣を着用しなければならない。

エ 廃油等不要物を湖上に廃棄してはならない。

オ 氷上に自転車等を乗り入れてはならない。

カ 口径30cm以上の穴を氷上に開けてはならない。

キ まき餌をしてはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

31(1) 漁業者の名称及び住所 西網走漁業協同組合 網走市大曲 1 丁目 7 番 1 号

(2) 漁業権の免許番号 網内共第 4 号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ・こい 竿釣・手釣（1人につき2本以内）

えび たも網（網口径及び袋の深さ40cm以下、1人1本）

イ 遊漁期間 わかさぎ 1月1日から3月31日まで及び12月20日から31日まで

えび 5月1日から6月30日まで

こい 5月1日から8月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 遊漁区域以外の区域（1月1日から3月31日まで及び12月20日から31日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日800円

イ 納付の場所 西網走漁業協同組合事務所 網走市大曲 1 丁目 7 番 1 号、呼人第一漁業実行組合長宅 網走市字呼人、呼人第二漁業実行組合長宅 網走市字呼人、女満別漁業実行組合長宅 女満別町湖畔、嘉多山漁業実行組合長宅 網走市字嘉多山

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川、湖底を撈はんしてはならない。

ウ 全長20cm未満のこいを採捕してはならない。

(7) 漁場監視員に関する事項

(8) 違反者に対する措置に関する事項

(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

32(1) 漁業者の名称及び住所 西網走漁業協同組合 網走市大曲 1 丁目 7 番 1 号

(2) 漁業権の免許番号 網内共第 5 号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 かれい・にしん・ちか・きゅうりうお

竿釣・手釣（1人につき2本以内）

イ 遊漁期間 かれい・にしん・ちか・きゅうりうお

1月1日から5月14日まで及び6月16日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 網内区第2号区画漁業権区域内（1月1日から12月31日まで）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊漁料の額 1日800円

イ 納付の場所 西網走漁業協同組合事務所 網走市大曲 1 丁目 7 番 1 号、卯原内漁業実行組合長宅 網走市字卯原内、能取漁業実行組合長宅 網走市字能取

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川、湖底を撈はんしてはならない。

ウ 全長20cm未満のかれいを採捕してはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項
(8) 違反者に対する措置に関する事項
(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

33(1) 漁業者の名称及び住所 頓別漁業協同組合 枝幸郡浜頓別町字頓別618番地

(2) 漁業権の免許番号 宗内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ たも網（網口の口径40cm以内、袋の長さ40cm以内）
竿 釣（1人につき2本以内）
手 釣（1人につき釣糸2本以内）

イ 遊 漁 期 間 わかさぎ 1月1日から3月31日まで及び5月1日から12月31日まで

ウ 遊漁禁止区域 宗内共第1号漁場区域全域（4月1日から30日まで、ただし、オビナイ川の河口から上流500m、レカセウシュナイ川の河口から上流100m、ヤスベツ川の河口から上流1,000mは周年禁漁）

(4) 遊漁料の額及びその納付の方法

ア 遊 漁 料 の 額 1日525円、1月2,100円、1年5,250円

イ 納 付 の 場 所 頓別漁業協同組合事務所 枝幸郡浜頓別町字頓別

(5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。

(6) 遊漁に関し守るべき事項

ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

イ 川底及び湖底を撈はんしてはならない。

ウ 全長5cm未満のかかさぎを採捕してはならない。

- (7) 漁場監視員に関する事項
(8) 違反者に対する措置に関する事項
(9) 遊漁規則の施行日

1の(7)(8)(9)に同じ。

34(1) 漁業者の名称及び住所 朱鞠内湖淡水漁業協同組合
雨竜郡幌加内町字朱鞠内6418番地の10

(2) 漁業権の免許番号 空内共第1号

(3) 遊漁についての制限の範囲

ア 漁具の制限 わかさぎ 竿 釣（1人につき5本以内）、手釣
たも網（網口の口径又は袋の長さが40cm以内）

こい・ふな・やまべ・いとう・あめます

竿 釣（1人につき5本以内）、手釣

えび たも網（網口の口径又は袋の長さが40cm以内）

イ 遊 漁 期 間

わかさぎ・こい・ふな・いとう・あめます・えび

5月1日から11月30日まで及び1月第2土曜日から3月31日まで（日の出から日没まで）

やまべ

6月1日から11月30日まで及び1月第2土曜日から3月31日まで（日の出から日没まで）

ウ 遊漁禁止区域

- 基点第1号と基点第2号を結んだ線から東側の区域（周年）
- 基点第3号と基点第4号を結んだ線から西側の区域（周年）
- 基点第5号と基点第6号を結んだ線から東側の区域（周年）
- 基点第7号と基点第8号を結んだ線から西側の区域（周年）
- 基点第9号と基点第10号を結んだ線から南側の区域（周年）
- 基点第11号と基点第12号を結んだ線から東側の区域（周年）
- 基点第17号、基点第18号、基点第19号、基点第20号、基点第21号、及び基点第22号の各点を順次に結んだ線から西側の区域を除いた区域（1月第2土曜日から3月31日まで）
- 基点第23号、基点第24号、基点第25号、基点第26号の各点を順次結んだ線から南側の区域を除いた区域（周年船舶乗入れ禁止）
- 泥川、ブトカマベツ川、蔭の沢川の各河川（周年）
基点第1号：取水崎に設置した標柱の位置
基点第2号：月見崎に設置した標柱の位置
基点第3号：一の沢崎に設置した標柱の位置
基点第4号：向崎に設置した標柱の位置
基点第5号：宇津内崎に設置した標柱の位置
基点第6号：ピッシリ崎に設置した標柱の位置
基点第7号：堰堤崎に設置した標柱の位置
基点第8号：富成崎に設置した標柱の位置
基点第9号：雨竜第二ダム左端から左方湖岸線沿いに200mの点に設置した標柱の位置
基点第10号：雨竜第二ダム右端から右方湖岸線沿いに200mの点に設置した標柱の位置
基点第11号：土堰堤北崎に設置した標柱の位置

基点第12号：土堰堤南崎に設置した標柱の位置 基点第13号：白樺崎に設置した標柱の位置 基点第14号：301林班崎に設置した標柱の位置 基点第15号：プトカマ中崎に設置した標柱の位置 基点第16号：上流湖南西崎に設置した標柱の位置 基点第17号：土場沢崎に設置した標柱の位置 基点第18号：思案島北端に設置した標柱の位置 基点第19号：思案島南端に設置した標柱の位置 基点第20号：藤原島北端に設置した標柱の位置 基点第21号：藤原島南端に設置した標柱の位置 基点第22号：展望崎に設置した標柱の位置 基点第23号：隋道崎に設置した標柱の位置 基点第24号：北大島北端に設置した標柱の位置 基点第25号：北大島南端に設置した標柱の位置 基点第26号：湖南崎西端に設置した標柱の位置 (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊漁料の額 1日1,000円、回数券（6回券）5,000円（1月第2土曜日から3月31日までの期間）、1ヶ月4,000円（5月1日から11月30日までの期間） イ 納付の場所 朱鞠内湖淡水漁業協同組合、幌加内観光協会、朱鞠内湖観光汽船株式会社 幌加内町字朱鞠内、(有)母子里北栄酪農生産組合 幌加内町字母子里 (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。 (6) 遊漁に関し守るべき事項 ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。 ウ 12ボルト以下のバッテリー式以外の動力船舶を使用してはならない。 エ 氷の穴の大きさは、直径20cm以内でなければならない。（1月第2土曜日から3月31日まで） オ 全長3cm未満のわかさぎ、全長8cm未満のこい、全長5cm未満のふな、全長10cm未満のやまべ、全長45cm未満のいとう、全長10cm未満のあめます及び全長1cm未満のえびを採捕してはならない。 (7) 漁場監視員に関する事項 (8) 違反者に対する措置に関する事項 (9) 遊漁規則の施行日	35(1) 漁業者の名称及び住所 雁里淡水漁業協同組合 空知郡北村字赤川593番地の1 (2) 漁業権の免許番号 空内共第2号 (3) 遊漁についての制限の範囲 ア 漁具の制限 こい・ふな・わかさぎ 竿釣（1人につき5本以内）、手釣 イ 遊漁期間 こい・ふな 5月1日から11月30日まで わかさぎ 12月1日から翌年3月20日まで ウ 遊漁禁止区域 組合が建設した標柱「第1」「第2」「第3」及び「第4」に囲まれた水面（3月21日から11月30日まで） 第1 空知郡北村字豊里729番地地先 第2 空知郡北村字豊里723番地地先 第3 樺戸郡月形町字枯木152番地地先 第4 樺戸郡月形町字枯木137番地地先 組合が建設した標柱「第5」と「第6」を結んだ線から上流の水面及び「第7」と「第8」を結んだ線から下流の水面（12月1日から翌年3月20日まで） 第5 空知郡北村字豊里749番地地先 第6 樺戸郡月形町字枯木344番地地先 第7 空知郡北村字豊里792番地地先 第8 樺戸郡月形町字枯木344番地地先 (4) 遊漁料の額及びその納付の方法 ア 遊漁料の額 1日600円 イ 納付の場所 雁里淡水漁業協同組合事務所 樺戸郡月形町雁里 (5) 遊漁承認証に関する事項 1の(5)に同じ。 (6) 遊漁に関し守るべき事項 ア 相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。 イ 川（湖）底を撈はんしてはならない。 ウ 全長5cm未満のこい、全長5cm未満のふな及び全長3cm未満のわかさぎを採捕してはならない。 (7) 漁場監視員に関する事項 (8) 違反者に対する措置に関する事項 (9) 遊漁規則の施行日
---	--

